

# Mentor Graphics System製品

## 補足条項

本Mentor Graphics System製品補足条項(以下「MGSP条項」という。)は、MGSPとしてオーダーフォームに特定された製品(以下「MGSPソフトウェア」という。)のみに関するお客様とSISWの間のエンドユーザーライセンス契約(以下「EULA」という。)を修正するものです。本MGSP条項は、EULA及びその他の適用される補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「本契約」という。)を形成します。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約に定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本MGSP条項に適用されます。
  - (a) 「権限を有する代理人」とは、お客様のコンサルタント、代理人及び請負人で、お客様の事業所内で業務を行い、お客様の社内業務の支援のため、SISWテクノロジーへのアクセスを必要とする者を意味します。
  - (b) 「正規ユーザー」とは、お客様の従業員及び権限を有する代理人のことを意味します。
  - (c) 「対象地域」とは、お客様がMGSPソフトウェアをインストールするライセンスを保有する国を意味します。
2. **ライセンス及び使用タイプ** 以下のライセンスと使用タイプは、個々のMGSPソフトウェア製品に関して提供されます。オーダーフォームに記載する、一定の製品に関する追加ライセンス及び使用のタイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーフォームに指定する期間において、対象地域で正規ユーザーのみが使用することができます。
  - 2.1 「アクティブユーザーライセンス」とは、本ソフトウェアの使用がハードウェアキーにより制限されているか、特定のイーサネットアドレスに制限されている、単一のワークステーション上で本ソフトウェアを使用するライセンスを意味します。本ソフトウェアがハードウェアキーにより制限される場合、新規ライセンスファイルを発行せずに、正規サイト内の別のワークステーションに移転(移動)することができます。
  - 2.2 「バックアップライセンス」とは、お客様のバックアップ又はフェイルセーフ用のインストールの冗長性をサポートする目的にのみ付与されるライセンスを意味します。
  - 2.3 「同時ユーザーライセンス」とは、MGSPソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダーフォームに記載の正規ユーザーの上限数に限定されることを意味します。
  - 2.4 「サブスクリプション」とは、オーダーフォームに特定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、サブスクリプションライセンス料金に含まれます。サブスクリプション期間が複数年に及ぶ場合、SISWは、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。
  - 2.5 「レンタルライセンス」とは、オーダーフォームに特定する1年未満の期間限定ライセンスを意味します。レンタルライセンスのための保守サービスは、レンタルライセンス料金に含まれます。
  - 2.6 「ノードロックライセンス」とは、MGSPソフトウェアの使用が、お客様の指定する単一のワークステーションに制限されることを意味し、この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又は dongle が含まれることがあります。
  - 2.7 「永久ライセンス」又は「延長期間ライセンス」とは、無期限に延長されるライセンスを意味します。永久ライセンスには、保守サービスが含まれません。
  - 2.8 「テスト/QAライセンス」とは、継続的なインストールのカスタマイズ、サポート及びテストのサポートに対してのみ付与されるライセンスを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。
3. **その他の規定**
  - 3.1 **追加的な使用制限** 特定のMGSPソフトウェアの使用では一定の処理能力(ジョブを処理するために使用するコア数など)に制限されることがあり、1人又は複数の正規ユーザーが使用するために、いくつかのライセンスを組み合わせて各ライセンスの処理能力を利用することができます。これらの制限はドキュメンテーションに明記されています。

- 3.2 **グローバルライセンス** お客様が個別の補足条項に基づきグローバルにMGSPソフトウェアを使用する権利を取得した場合、対象地域に限定されるライセンスと確実に区別するために、これらのグローバルライセンスを別個のサーバーに保存する必要があります。
- 3.3 **ソースコード** 本ソフトウェア又はその一部がソースコードの形式で提供される場合、お客様は、本条項で許可される使用のためにソフトウェアのエラー修正又はソフトウェアの強化若しくは変更を行う目的に限り、かかるソースコードを使用するものとします。
- 3.4 **第三受益者** Microsoft Corporationは、本MGSP条項に基づきライセンスが付与されるMGSPソフトウェアに関して、本条項に定める義務の履行を強制する権利を有する本契約の第三受益者です。